

令和6年(ネ)第3984号 損害賠償請求(国家賠償請求)控訴事件

控訴人 江口大和

被控訴人 国

答 弁 書

令和6年12月9日

東京高等裁判所第10民事部八口2係 御中

被控訴人指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所 別紙のとおり)

部 付 深 山 明 彦

部 付 荒 木 真 希 子

訟 務 官 寺 田 真 佐 子

第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被控訴人に送達された後14日経過した時とすることを求める。

第2 はじめに

- 1 被控訴人の事実上及び法律上の主張は、被控訴人が原審口頭弁論で述べたとおりであり、原判決が、黙秘権侵害及び弁護人選任権侵害をいう控訴人の主張を排斥し、また、原判決第3の1(2)エ(原判決20ないし27ページ)のとおり、川村検察官の①aないしc、②c、③a、④b及び⑦aの言動に係る控訴人の主張を排斥した上で、原判決主文第2項のとおり同第1項判示部分を除く請求を棄却した判断は正当であって、本件控訴には理由がない。
- 2 これに対し、控訴人が、令和6年9月17日付け請求原因追加申立書(以下「請求原因追加申立書」という。)により請求原因事実の追加を申し立てた上で同日付け控訴理由書(以下「控訴理由書」という。)において主張するところは、いずれも原審における主張の繰り返しか、控訴人独自の見解に基づいて原判決を論難するものにすぎず、それらの主張に理由がないことは、原審における被控訴人の主張及び原判決の判示から明らかである。

また、控訴人は、同日付け準備書面(1)(以下「控訴審準備書面(1)」という。)において、黙秘権侵害に係る主張を補充するようであるが、これについても、控訴人独自の見解を述べるものにすぎず、原判決の認定及び判断の正当性を何ら左右するものではない。

- 3 以下では、念のため、控訴理由書及び控訴審準備書面(1)における主張に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、本書面における略語は、特に断らない限り、原判決(原判決にないものは、原審における被控訴人の答弁書その他の準備書面)の例による。

第3 黙秘の意思の表明後に取調べを継続したことが違法(黙秘権侵害)であるとの 控訴人の主張について

1 控訴人の原審における主張及びこの点に係る原判決の判示

控訴人は、原審において、憲法38条1項が包括的黙秘権の実効的な保障を求めていることからすれば、被疑者が黙秘権行使の意思を明確にした場合において、その意思表示が真意であると確認したときは、それ以上の意思確認や説得等は許されず、取調べを終了しなければならないとして、取調官が一定の供述の獲得を目指して被疑者を取調べの場に滞留させ続けたり、質問・説得等を繰り返したりする行為は、憲法及び刑訴法が保障する黙秘権を侵害するものであり、国賠法上違法である旨主張していたところ(原審原告準備書面(1)6ページ)、原判決は、この点について、「いわゆる黙秘権について、憲法38条1項は、何人も、自己に不利益な供述を強要されないと規定するところ、その法意は、何人も自己が刑事上の責任を問われるおそれがある事項について供述を強要されないことを保障することにあるものと解される。」とした上で、「刑訴法198条1項本文は、検察官等は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができると規定し、同項ただし書は、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができると規定するところ、身体の拘束を受けている被疑者に取調べのために出頭し、滞留する義務があると解することが、直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものではないことは明らかである(平成11年最大判参照)。そのため、

逮捕又は勾留されている被疑者が黙秘の意思を表明した場合において、検察官等が、その後も当該被疑者を取調べのために出頭、滞留させ、その取調べを継続したとしても、そのこと自体をもって、憲法及び刑訴法が保障する黙秘権を侵害するものということとはできない。」と正当に判示した(原判決12ページ)。

2 控訴審における控訴人の主張

前記1の判示につき、控訴人は、①「憲法38条1項による黙秘権の保障は、取調べを強制されないことこそを保障するもの」であるとした上で、「結果的に黙秘を貫徹したからといって、黙秘権が侵害されていないというのは誤りである。」として、原判決は憲法38条1項の解釈を誤っている旨主張する(控訴理由書4ページ)。

また、控訴人は、②原判決は「刑事訴訟法198条1項ただし書が取調べ受忍義務ないし出頭滞留義務を認めたものと考え、ひいては本件で黙秘権の侵害を認めなかった。」として、原判決が、平成11年最大判及び刑訴法198条1項の解釈を誤るものである旨主張する(控訴理由書4ページ)。

3 被控訴人の主張

(1) 控訴人の上記①の主張について

憲法38条1項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」と定めるところ、この規定は、文字どおり、自己に不利益な供述を強要されないという黙秘権を保障するものであり、同項の文言からして、「取調べを強制されないこと」までも保障するものであると解釈することはできない。

これに対し、憲法38条1項が「取調べを強制されないこと」までも保障するものであるとする原告の主張は、逮捕又は勾留されている被疑者のいわゆる取調べ受忍義務を規定した刑訴法198条1項ただし書とは整合せず、独自の見解にすぎない。

また、控訴人は、「結果的に黙秘を貫徹したからといって、黙秘権が侵害されていないというのは誤り」であるとも主張するが、原判決が、控訴人が

黙秘を貫いたことをもって黙秘権侵害がなかったと判断したものでないことは、その判示内容から明らかである。

したがって、控訴人の上記①の主張は理由がない。

(2) 控訴人の上記②の主張について

原判決は、前述のとおり、「身体の拘束を受けている被疑者に取調べのために出頭し、滞留する義務があると解することが、直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものではない」としているものであって、飽くまで、身体の拘束を受けている被疑者を出頭させ、又は出頭した被疑者を滞留させること自体が、被疑者に、自己が刑事上の責任を問われるおそれがある事項について供述を強要することになるものではないという自明の理を示した上で、被疑者が黙秘権行使の意思を明確にしたときは、取調官が被疑者を取調べの場に滞留させ続けたり、質問・説得等を繰り返したりする行為は黙秘権侵害となる旨の控訴人の主張を排斥したものであり、原判決は、控訴人のいうように、平成11年最大判を根拠に、本件において黙秘権侵害がなかったと判断したのではない。

したがって、控訴人の上記②の主張は、原判決を正解しないものであって、理由がない。

第4 川村検察官の取調べが社会通念上相当と認められる範囲を逸脱し違法であるとの控訴人の主張について

1 原判決が採用した判断枠組みは正当であること

原判決は、「検察官の取調べが国賠法1条1項の適用上違法であるか否かは、取調べの対象となった事案の内容・性質、被疑者に対する嫌疑の程度、取調べ時点における証拠関係の下での取調べの必要性、取調べの具体的態様等諸般の事情を勘案して、当該取調べが社会通念上相当と認められる範囲を超えるものであるか否かにより判断するのが相当」であるとしており、原判決が採用した

判断枠組みは、もとより正当である。

その上で、原判決は、本件犯人隠避教唆事件について、高い職業倫理が求められる弁護士がその地位や能力を悪用して刑事司法作用を妨害した点で悪質性が高いといえること、本件取調べ時における証拠関係から、控訴人には相当の嫌疑があったといえること(このことは、控訴人に対する逮捕状及び勾留状が発付されており、後に有罪判決が確定したことにも現れていること)から、本件犯人隠避教唆事件に係る処分を決するためには、客観的証拠関係や共犯者及び関係者の供述内容等と控訴人の供述内容との整合性を確認する必要がある、控訴人に対して取調べを行う必要性が存在したことを指摘したものであり(原判決13及び14ページ)、この点においても正当である。

2 弁護人選任権侵害に係る控訴人の主張は理由がないこと

(1) 控訴人は、大要、弁護人を選任することができなかった場合や、弁護人が辞任した場合又は解任された場合でなくても、被疑者と弁護人の信頼関係を害する行為は、被疑者の弁護人から援助を受ける権利を害するものであり、憲法34条に違反するとした上で、原判決が、川村検察官の④b及び⑦aの言動(原判決16ないし19ページ)につき、控訴人の弁護人選任権を侵害したとまでは認められないし、社会通念上相当と認められる範囲を超えて、控訴人の人格権を侵害したものであるともいえないと判示したことについて、憲法34条の解釈を誤ったことによるものである旨主張するようである(控訴理由書25及び26ページ)。

(2) しかしながら、原判決が、本件取調べの期間中、平日は毎日、弁護人が控訴人と接見していたこと、川村検察官が接見を不当に制限したとは認められないこと、川村検察官が弁護人らの活動についてあえて虚偽の事実を控訴人に告げるなどして、控訴人と弁護人らとの意思疎通を阻害したとも認められないことに加えて、④b及び⑦aの言動につき、控訴人に本件犯人隠避教唆事件の嫌疑があり、勾留延長にも理由があると解する検察官としての立場に

において、自身の見解を述べたにとどまるものと解し得るとして、「原告がこれを聞くだけで原告と弁護人らとの信頼関係が直ちに損なわれるともいえない。」とも判示している(原判決23及び24ページ)ことからすれば、原判決は、弁護人選任権侵害が認められる場合について、弁護人を選任することができなかった場合や、弁護人が辞任した場合又は解任された場合に限り解していないことは明らかであるから、何ら憲法34条の解釈を誤るものではない。

なお、控訴人は、「なぜ信頼関係に影響が及んでいないとの認定になるのか、原判決は何の根拠も示していない。」として原判決を論難するが(控訴理由書26ページ)、原判決は、川村検察官の④b及び⑦aの言動につき、控訴人と弁護人の信頼関係に「影響が及んでいない」と判示したのではなく、「信頼関係が直ちに損なわれるともいえない。」と判示したものであるから、上記論難は、その前提を誤るものである。

- (3) また、「被疑者と弁護人の信頼関係を害する行為は、被疑者の弁護人から援助を受ける権利を害するものであり、憲法34条に違反する」との原告の主張は、控訴理由書を通覧するに、結局のところ、被疑者が弁護人の援助を受けることに「不安になる気持ち」を抱くことや、被疑者が弁護人を信頼する心情に影響が及ぶことという極めて抽象的かつ主観的な概念をもって、弁護人選任権侵害に当たるか否かを判断すべきであるとする趣旨の主張であるから、控訴人独自の見解というほかない。
- (4) さらに、控訴人は、請求原因追加申立書により請求原因事実の追加を申し立てた上で、「弁護人の援助を受けることを「迷惑」であるとされ、弁護人の活動を嘲笑されて揶揄され、弁護人も疑っているなどと言われれば、弁護人との信頼関係に影響が及ぶことは避けられない。」などと主張するが(控訴理由書27及び28ページ)、被疑者が弁護人を信頼する心情に影響が及ぶことをもって弁護人選任権侵害に当たるとする旨の主張が控訴人独自の見解

であることは前述のとおりである。

この点においても、控訴人が請求原因追加申立書により追加を申し立てた請求原因事実に係る川村検察官の発言は、弁護人には真実を話す方がいいのではないかとするものであり、弁護士が「真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行う」ものとされている(弁護士職務基本規定5条)ことを踏まえれば、法曹として合理的な発想を伝えたものといえることができ、もとより弁護人が控訴人のことを疑っているなどと伝えるものではないし、ましてや、弁護人の「援助」を受けることを「迷惑」であると言っているわけでも、弁護人の活動を嘲笑ないし揶揄するものでもない。

要するに、請求原因追加申立書により追加を申し立てられた請求原因事実に係る控訴人の主張は、川村検察官の発言をことさらに歪曲するものであり、理由がない。

3 人格権侵害に係る控訴人の主張は理由がないこと

原判決は、川村検察官の①aないしc、②c、③aの言動(原判決14及び15ページ)について、社会通念上相当と認められる範囲を超えるものとはいえないなどとして、人格権侵害を否定したものであり、その各判示は正当である。

控訴人は、各判示につき、評価を誤るものであるなどとする主張するが(控訴理由書29ないし33ページ)、いずれも原審における主張の繰り返しか、控訴人独自の見解にすぎず、理由がない。

4 その他の控訴人の主張は理由がないこと

控訴人は、以上の各主張に加えて、検察官の取調べ等に係る他の国家賠償請求事案を引き合いに出して、「裁判所が違法性を否定した取調べ手法については、全国の捜査官が裁判所のお墨付きを得たものとして、今後も繰り返し同様の取調べを行う事態を招いてしまう。」などと主張する(控訴理由書34ページ)。

しかしながら、原判決の判断が、前記1の取調べの違法性判断の枠組みに基づき、本件犯人隠避教唆事件が、高い職業倫理が求められる弁護士がその地位や能力を悪用して刑事司法作用を妨害した悪質性の高い事案である上、後に有罪判決が確定したことからも裏づけられるように、本件取調べ時において控訴人の嫌疑が相当高かったということや、客観的な川村検察官の発言といった具体的な事実関係を前提とした個別の判断であり、何ら一般論を示したものでないことは明らかあるので、「裁判所が違法性を否定した取調べ手法については、裁判所のお墨付きを得たものとして、今後も繰り返し同様の取調べを行う事態を招いてしまう。」などという控訴人の主張は的外れというほかない。

第5 結語

以上のとおり、控訴人の主張はいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上